

真の分権型社会の実現に向けた 都市自治の確立等に関する重点提言

都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

2. 提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

特に、福祉施設等における「従うべき基準」の廃止・参酌化など義務付け・枠付けの見直しを図ること。

また、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 今後の地方分権改革においては、これまでの改革において実現に至らなかった権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

4. 第32次地方制度調査会において、地方行政体制のあり方等について調査審議を進めるに当たっては、住民に最も身近な基礎自治体の意見を十分に踏まえること。

5. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5 : 5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

6. 指定都市をはじめとする大都市等が自立的な都市運営を行えるよう、包括的な権限移譲とそれに伴う税財源の一体的移譲を行うこと。

7. 都市自治体による自主的で主体的なまちづくりが実現できるよう土地利用関係制度に係る事務を簡素化するなど運用改善を図るとともに、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関係制度に係る権限を都市自治体に移譲すること。

8. 都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。

また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。

なお、新たに中核市の指定要件を満たした市が円滑に中核市へ移行できるよう、十分な支援措置を講じること。

9. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に都市自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。

また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、都市自治体に新たな負担が生じないようにすること。

10. 会計年度任用職員制度の施行に向け、すべての地方公共団体が法改正の趣旨を踏まえ、円滑に移行できるよう、期末手当や退職手当等、新たに発生する手当や適切な給与を支給するための財源を確実に確保すること。

マイナンバー制度における 地方自治体支援等に関する重点提言

マイナンバー制度について、円滑な運用ができるよう、国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. マイナンバー制度導入及び運用に係る経費については、通知カード及びマイナンバーカードの交付等も含め、全額を国において措置すること。
特に、システム導入及び改修に係る経費については、国の算定基準に基づく補助対象事業費を超える部分についても、地域の実態に即し確実に財政措置を講じるとともに、独自利用事務に対する財政措置を講じること。
2. 情報連携及びセキュリティ対策に係る経費について、継続的かつ十分な財政措置を講じること。
特に、中間サーバー・プラットフォームの次期システム構築に係る経費について、全額を国において措置すること。
3. 情報連携を有効に活用するため、情報連携を前提とした都市自治体の担当職員が使いやすい事務処理要領を早急に示すなど、技術的支援の充実強化を図ること。
4. マイナンバー制度を円滑に進めるため、制度の安全性や信頼性について、丁寧かつ十分に説明するなど、国民への周知徹底等を図るとともに、マイナンバーカードの普及促進のための必要な措置を講じること。
5. マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であることから、国民に正確な情報を提供しながら、利用範囲の拡大について検討すること。
また、都市自治体における個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の非識別加工情報の仕組みなどに関し、法律による整備も含めた検討を行うこと。

6. 制度運用に当たっては、都市自治体に対し、早急な情報提供や十分な協議・調整等を行うとともに、都市自治体の運用実態を踏まえ、事務的負担の軽減を図ること。
7. 民間事業者における特定個人情報に関する適切な取扱いやセキュリティ対策などについて、国においても周知徹底を図るとともに、十分な支援を講じること。
8. コンビニ交付の導入促進など、都市自治体の業務の負担軽減や住民の利便性の向上に資する取組を継続的に推進するとともに、適切な財政措置を講じること。
9. マイナンバーカードの普及促進に当たっては、マイナンバーカードの申請・取得、健康保険証としての利用について国民への周知を徹底するとともに、都市自治体の交付事務体制の強化に係る財政支援について確実に措置すること。

また、マイナポイントを活用した消費活性化策が円滑に実施されるよう、国において十分な情報提供を行うとともに、適切な財政措置を講じること。